

〈定期刊行物レビュー〉

2006年12月～2007年2月

保 険

○保険のクーリングオフ規定見直しに銀行界が警戒感

(金融財政事情 2006.12.4 : 金融財政事情研究会)

本稿では、保険のクーリングオフ既定改定に関する動向を紹介している。

契約期間が1年以上の保険契約のクーリングオフは、契約書面交付日または契約申込日のいずれか遅い日から8日間以内と定められている(保険業法309条)が、郵便や預金・貯金口座への払込による方法を利用して保険契約の申込をした場合は、クーリングオフの対象外となっている(施行令45条3号)。生命保険各社は、通常の保険商品はクーリングオフの対象としているが、変額年金保険や外貨建て年金保険など、クーリングオフ期間中に元本割れの可能性がある商品についてはクーリングオフの対象外とし、口座に保険料を払込後は申込の撤回はできない旨を、保険契約書などに記載している。ところが、昨年8月にある消費者団体が、施行令45条3号は郵便等の特定の申込方法をクーリングオフの適用除外としているのであって、契約書で申し込んでいる限りは口座振込みであってもクーリングオフの適用を受けると指摘し、各社の契約書から、申込撤回できない旨の文言を抹消するように申し入れた。これは、変額年金保険販売を巡るトラブルが多発していることが背景にあるもので、生命保険協会は、記載内容は法令の範囲内としながらも、契約者保護の観点から金融庁に法令の見直しの検討を依頼していると本稿では述べている。

さらに本稿では、損をしそうになったらクーリングオフの権利を行使するモラルハザードを招く可能性や、元本割れした保険が解約された場合の損失は誰が負担するのかなど、慎重な検討を求める声が多く、顧客保護の観点から保険の窓口販売の改善策は導入済とする銀行も、投信、外貨預金などの元本割れの可能性がある金融商品に対してクーリングオフが拡大適用されることを警戒していると述べている。

○私的介護保険に対するリスク観の影響について(安井 敏晃)

(生命保険論集 2006.12 : 生命保険文化センター)

介護リスクに適切に対処するためには、民間の介護保険が必要であるにも関わらず、私的介護保険は十分に浸透していない。生命保険文化センター調査によれば、生命保険各社、郵便局、JA 共済等の商品で準備しているとの回答 22.6%、損保商品では 5.1%、さらに預貯金等で準備しているとの回答を含めても 39.2%にとどまっている。本稿では、私的介護保険販売が低調な背景として、リスク観(リスクの捉え方)が生み出す抵抗感により需要が顕在化しにくいと推測している。これは構造的なもので対処するのは非常に難しいが、「金融教育」の実践は、消費者にリスクを直視させ客観視を可能とさせるため、迂遠な方法ではあるが、被介護状態になりうるリスクをも直視させることにつながるため、私的介護保険の進展に好影響を与えるとしている。

銀行

○内部統制報告制度への対応～「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」を踏まえて～（八田 進二）

（金融 2007.2：全国銀行協会）

金融庁企業会計審議会委員・内部統制部会部会長である筆者が、2007年2月に同審議会で承認された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準に関する実施基準の設定について（意見書）」の主要ポイントと留意点について説明している。

その中で、筆者は、同実施基準の特徴点として、①内部統制構築の要点とそのプロセスを示す具体的な指針であること、②業務プロセス評価範囲の絞り込みを連結ベース売上高等の概ね3分の2程度とする数値基準、不正の温床といわれる売上、売掛金、棚卸資産の3つの勘定科目の業務プロセスはすべて対象とすること、および重要な欠陥の金額的判断基準を連結税引前純利益の5%程度とする数値基準のそれぞれを具体的に示していること、③必要に応じて、経営者と監査人との協議を求めることで、内部統制の経営者による評価と監査人による監査の効率的実施に配慮したこと、④監査上のサンプリングは、90%信頼度確保の観点から評価対象の要点ごとに、最低25サンプルとする数値基準を示したこと、⑤内部統制の記録・保存について、その範囲、形式、期間を具体的に示し、重装備の文書化にならないことを配慮したこと、の5点を挙げている。また、監査人による内部統制の監査の目的は、経営者の内部統制の評価結果の主張に対する意見表明であり、米国のように、経営者の主張に関係なく、監査人が直接、内部統制の整備・運用状況を検証する直接報告業務は実施しないが、監査人は、企業等から直接監査証拠を入手し、机上の間接的手続きのみで意見表明はしないこと等を補足している。

○学生生活と日本経済（濱田 康行）

（信用組合 2007.3：全国信用組合）

大学教授である筆者は、大学生協連が毎年行っている調査に基づく現在の大学生の生活ぶりや日本経済の回復状況について説明している。

本稿では、2006年の大学生の生活費は、自宅通学者および自宅外通学者とも、ピーク時の1992年または1998年に比べて下がるとともに、支出も、最大項目の食費がピーク時の1992年から2006年は約2割下がり、書籍費は1カ月2,500円と専門書1冊にも相当しないが、電話代は増えていること、また、アルバイト率が上昇しているが、従前の家庭教師中心から、コンビニ等の接客・サービス業中心へと変化していること等を紹介している。

筆者は、これらの学生生活の実態から、日本の景気は回復しているとは言えず、浮かび上がってくるのは、収入源をアルバイトで補い、食生活が貧困な、書を読まぬ学

生像であり、これを改善するのも日本の課題の一つだと訴えている。

○起業家教育を実践（武田 由利子）

（リージョナルバンキング 2007.1：第二地方銀行協会）

山形県の第二地方銀行である殖産銀行では、CRS への取組みとして、経営理念である「地域経済の発展に資する銀行」に沿って、「起業家教育」と「青年経営者大学校」を行っている。本稿では、同行の営業本部営業支援部の推進役である筆者が、これらの目的、開始時期、取組内容、成果と課題等について解説している。起業家教育の過程は録画され、県内の小・中学校、県の関係機関等に教材として配布されているという。

○子どもに伝える“お金”の話（荻原 博子）

（信用金庫 2007.2：全国信用金庫協会）

金融ビッグバン以降、金融政策は間接金融から直接金融へと大きく流れを変え、これまで政府や企業がとっていた金融リスクが、家計にも入り込むようになってきた。経済ジャーナリストである筆者は、こうした時代の流れの中で、子どもの頃からの金融教育は必須であるが、「金融」について教える前に、正しい「金銭」教育をすることが必要であると主張している。本稿では、良いお金と悪いお金があること、受け取ってもいいお金、いけないお金があること、「タナボタ人生」をよしとせず額に汗して稼ぐべきであること、お金を独り占めしてはいけないこと等の例をあげて、将来を担う子どもたちを育成するために必要な金銭教育について説明している。

証 券

○証券税制を巡る問題についての一考察（浦西 友義）

—譲渡益課税は三重課税か？—

（月刊資本市場 No. 258 2007.2：財団法人資本市場研究会）

税制改正を巡る動きの中で、証券税制の軽減税率の取扱いは税制議論における大きな話題である。本稿では、株式の配当や譲渡益がどのような関係にあり、それらに対する課税が実質的に株取引に対してどのような影響を及ぼすのか分析を行っている。

株式の配当は、企業の利益として扱われるため、法人税の課税対象となる。さらに配当は株主に支払われる際に源泉徴収が行われる。これがいわゆる二重課税であるが、株式が譲渡された際の譲渡益に対しても課税が行われるため、投資家が受け取るべき付加価値に対しては、三重課税が行われていることになるという。

筆者は、株式の配当と譲渡益に対する課税の関係を計算式およびグラフによって説明することにより、株式に対する税率の高さを示し、これ以上の課税強化は避け、一定の軽減措置をとるべきであるとしている。

○中国：本格化する保険会社の対外証券投資（関根 栄一）

（資本市場クォーターリー 2007 Vol.10-3 winter：株式会社野村資本市場研究所）

毎年二桁台の伸びを示している中国保険市場における、生命保険会社および損害保険会社の海外での資産運用に関する新たな法案が、中国保険監督管理委員会（CIRC）から発表された。法案が成立すると、現在は外貨資金残高の80%までとされている海外運用が総資産の15%まで可能になり、2006年11月末の総資産ベースで、約2,800億元（約4兆2,400億円）の新たな海外運用可能枠が創出されることになる。

本稿では、中国保険市場の概況を紹介した上で、中国保険会社の国内および海外での資産運用の現況、新法案の内容、および今後の見通しについて、ポイントをまとめた説明がされており、資産運用業務に関与しない者にとっても、分かりやすい内容となっている。